

京都市訓令甲第 12 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年12月7日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 医療衛生推進室長の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 予防接種に係る助成金の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)